

# 平成31年度国民健康保険税について

## 1 国民健康保険税の検討の視点について

平成30年4月からの制度改革により、県が国保財政の責任主体となったことに伴い、市の国保財政運営も大きく変革しました。

### (1) 国民健康保険税を充てる費用について

地方税法の規定により、国民健康保険税は次の費用に充てるために課することができることとされました。

- ①国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用
- ②財政安定化基金拠出金の納付に要する費用
- ③その他国民健康保険事業に要する費用



国保税の額は、県へ納める納付金や市町村が行う保健事業に要する費用を賄えるよう、市町村が決定するものとされました。

### (2) 保険給付費にかかる費用について

保険給付費にかかる費用については、出産育児一時金と葬祭費に係る費用を除き、すべて県支出金の保険給付費等交付金の交付を受けて賄うこととなりました。



医療費の増減について、市町村でその財源を用意することがなくなりました。

### (3) 国民健康保険事業費納付金について

県が、県全体の医療費を見込み、これを基に各市町村の所得水準や医療費水準、被保険者数等に応じて、市町村ごとの納付金を算定し、市町村は県に納付金を納めます。



その年の県全体の医療費の伸びや県全体の水準と比べた市町村ごとの所得水準や医療費水準によって毎年算定額が変わります。

## 2 国民健康保険税率等について

### (1) 税率等の過去の改定状況

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
改定	据置	据置	据置	据置	改定	据置	据置

平成28年度に平成23年度以来の改定を行いました。  
その後、平成29年度、30年度は据え置きとしています。

### (2) 現行の保険税率

(単位:円)

	医療分	支援金分	介護分
所得割	6.80%	2.35%	1.75%
均等割	25,000	8,600	9,000
平等割	24,000	7,800	6,700

### (3) 平成31年度国民健康保険税の収入見込

#### ① 保険税率について

現行の保険税率を**据置**として見込額を算定しました。

#### ② 過去3年間の国保税収入状況

(単位:%)

	28年度	29年度	30年度(見込)
収納率(現年度)	93.08%	93.59%	93.70%
被保険者数(年度平均)	18,015人	17,127人	16,451人
前年度比	△4.4%	△4.9%	△3.9%
国保税現年調定額(千円)	1,743,384	1,692,163	1,635,242
1人あたり調定額(円)	96,774	98,801	99,401
前年度比	+2.0%	△2.9%	△3.4%

③ 平成31年度国保税収入見込額の算出

(収納率・被保険者数・調定額の見込)

	収納率	被保険者数	現年調定額
平成31年度(見込)	93.75%	15,900人	1,570,792千円
前年度比	+0.05ポイント	△3.3%	△3.9%

(現年度分)

	調定額 (千円)	1人あたり 調定額(円)	収納率 (%)	収入額 (千円)
平成31年度(見込)	1,570,792	98,800	93.75	1,472,612

(過年度分)

	調定額 (千円)	収納率 (%)	収入額 (千円)
平成31年度(見込)	388,000	24.36	94,532

(合計)

	収入額 (千円)
平成31年度(見込)	<b>1,567,144</b>

(4) 南アルプス市国民健康保険財政調整基金の活用について

① 基金残高の推移

(単位:千円)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30見込
前年度末残高	310,681	310,842	310,932	263,093	263,277	263,399
年度中取崩額	0	0	48,000	0	0	0
年度中積立額	161	90	161	184	122	<b>317,034</b>
年度末残高	310,842	310,932	263,093	263,277	263,399	<b>580,433</b>

平成30年度中に約3億1千7百万円を積み立てることで、年度末残高として約5億8千万円を確保できると考えます。

② 活用方法について

ア 予算編成時の対応

国民健康保険財政に不足が生じた場合、保険税率の検討と併せて基金財源の活用を検討する。

イ 決算時の対応

保険税の収納不足があった場合に備えて基金残高を確保する。

(5) 平成31年度国民健康保険特別会計予算(案)について

① 国民健康保険特別会計の概要

(単位:千円)

歳出	納付金	保健事業	その他	合計
	2,107,948	52,424	5,222,408	7,382,780

歳入	国保税	県支出金 一般会計繰入金等	不足額	合計
	1,567,144	5,684,493	131,143	7,382,780

平成31年度予算編成にあたり、歳入歳出予算に不足する財源は、国民健康保険財政調整基金を充てて賄うこととすることで、保険税率の据置が可能。



歳入	国保税	県支出金 一般会計繰入金等	基金繰入金	合計
	1,567,144	5,684,493	131,143	7,382,780

② 取崩後の基金残高

(単位:千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
前年度末残高	263,399	580,433	449,291
年度中取崩額	0	131,143	未定
年度中積立額	317,034	1	未定
年度末残高	580,433	449,291	未定

平成31年度に1億3千1百万円の取崩しを行った場合、残高は約4億5千万円となり、過去5年間の残高推移の状況から、決算時の対応にも対処可能と考えます。

(6) 平成31年度国民健康保険税率等の改定について

○原案

上記の状況から、平成31年度に納付金を県に納付する財源等のために不足する財源については、国民健康保険財政調整基金から繰入を行うこととし、**平成31年度国民健康保険税については、現状の税率を据置くこととします。**

### 3 保険税賦課限度額の改定について

#### (1) 国民健康保険税の賦課限度額の見直し(平成31年4月実施予定)

○平成31年度税制改正により政令が改正され、賦課限度額が引き上げられる予定である為、本市でもこれに合わせて改定する予定である。

【現行】		【改正後】(原案)	
基礎課税額(医療分)	58万円	基礎課税額(医療分)	61万円 (3万円引上げ)
後期高齢者支援金等課税額	19万円	後期高齢者支援金等課税額	19万円 (据え置き)
介護納付金課税額	16万円	介護納付金課税額	16万円 (据え置き)
合計	93万円		96万円 (3万円引上げ)

#### (参考) 賦課限度額の推移

(単位:千円)

	医療保険分	後期高齢者支援分	介護納付分	限度額合計
	限度額	限度額	限度額	
25年度	510,000	140,000	120,000	770,000
26年度	510,000	160,000	140,000	810,000
27年度	520,000	170,000	160,000	850,000
28年度	540,000	190,000	160,000	890,000
29年度	540,000	190,000	160,000	890,000
30年度	580,000	190,000	160,000	930,000

※ 背景塗は、法改正により、賦課限度額変更の年

#### (2) 低所得者に係る国保税の軽減判定所得の見直し(平成31年4月実施予定)

##### 【 軽減所得判定(現行) 】

7割軽減所得基準額 = 基礎控除額(33万円)

5割軽減所得基準額 = 基礎控除額(33万円) **+27.5万円** × (被保険者数)

2割軽減所得基準額 = 基礎控除額(33万円) **+50万円** × (被保険者数)

##### 【 軽減所得判定(改正後) 】

7割軽減所得基準額 = 基礎控除額(33万円)

5割軽減所得基準額 = 基礎控除額(33万円) **+28万円** × (被保険者数)

2割軽減所得基準額 = 基礎控除額(33万円) **+51万円** × (被保険者数)